

## 教育委員会会議の議事録（平成28年3月定例会）

◆ 日 時 平成28年3月25日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光  
教育長職務代理者 吉田 利弘  
委員 永広 昌之  
委員 草刈 美香子  
委員 今野 克二  
委員 齋藤 道子

### ◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 1月定例会・2月臨時会・2月定例会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 永 広 委 員

4 市立中学校生徒の自死事案について

(1) 報告事項 市立中学校生徒の自死事案（平成26年9月）に係る追加調査の答申  
(第二次答申) について

(学校教育部長 報告)

資料に基づき報告

永 広 委 員 第二次答申に当たり、専門委員会から答申書に附帯するような意見はあったのか。附帯ということではなくても、この答申に関しての特別の発言はあったか。

堀 田 理 事 学校教育部長が報告した3ページの中段部分が本調査全体を通じての専門委員会の意見としての問題提起になっていると受け止めている。

なお、昨日の記者会見では、専門委員会として調査の難しさを説明されていた。2ページ目の中段に「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義があるが、通常だと、そういった行為をする側が意図的に行う場合、あるいは相手を殴るなどといった行為であれば、周りの生徒から見てもすぐにいじめだと分かる。しかし、ここでは、受け取る生徒がどう感じたかということはいじめの定義としており、いじめの捉え方の難しさ、子どもたちがそのことをしっかりと理解することの難しさがあるという指摘だった。そういったことも踏まえて今回の事案については、学校教育の本質的な問いを投げかけるものだということである。

いじめ防止という部分だけで子どもたちを教えるのではなくて、子どもたちの物事の理解、あるいは他人とのコミュニケーションといった学校での集団生活等々すべてを通じて理解される必要があるだろうということをお話されていた。

永 広 委 員 第二次答申は、第一次答申と同様に「いじめがあった」とし、それが重大事態と関連性があるとしている点で基本のところは変わらない。ただ、「本事案の特徴」のところを読むと、前書きの部分と④のところとでは若干ニュアンスの違い

が感じられる。

④では「関連性があると考えられる」という表現で、これは第一次答申と同じように関連性を認めている。一方、前書きの最後の部分は「認識のずれが学校の指導によって修正されなかったことに起因して重大事態が発生した」という文章になっている。どう捉えるかという問題ではあるが、かなり表現としては限定したきつい言い方になっていて、④の「関連性があると考えられる」という表現とは少しニュアンスが違うと思う。このことについて何かコメントはなかったか。

堀田理事

専門委員会からは、調査をするに当たっての難しさ、いじめということの認定の難しさという点の話があった。専門委員会による調査は、いじめ防止対策推進法に基づく調査ではあるものの権限を持っているものではなく、調査は任意の協力によって進められるものだ。調査の範囲は、学校でのいじめが考えられるという前提から、今回行った全校生徒アンケートや、教職員からの聞き取り、ご遺族からの聞き取り等々となっている。

調査範囲が関係生徒と教職員にとどまった第一次答申時と比べれば、今回は全校生徒へのアンケートもあり、調査対象は広がっているが、それでもやはり一定程度限られた範囲での調査となった。ご遺族からの家庭の話の中では特に問題点等は見つからなかったという記述もあり、専門委員会としてはどうしても学校生活でどうだったかということにスポットを当てて調査をせざるを得なかった部分があると理解している。

確かに重大事態が起きた理由にはいろいろな要素が考えられるのかもしれないが、少なくとも専門委員会として調査した範囲の中では、こうした「からかい」等のいじめがあったことと、それが学校の指導ではなかなか修正されなかったことが本人にとってかなりの精神的な負担になっており、それが自死に結びついたのでとしている。しかし、それが自死に至った原因のすべてだという捉え方ではなく、あくまでもいじめがあったことと関連性があるという捉え方での今回の答申であると思っている。

専門委員会の調査が任意の協力に基づく調査であること、生徒や保護者などといった限られた範囲の中での調査であること、そうした限界もある中で、こういった表現になっているのかと思っている。

今野委員

第一発見者には未成年者の家族も含まれており、我々はこのことにはしっかり注意を払っていかなければならないということで対応を進めてきたところだが、その未成年者の最近の状況や、転校先の学校への対応についてはいかがか。

堀田理事

ご遺族の個人情報に関わるので抽象的な言い方になるが、移転先の教育委員会とも連携をとり、当該対象者に対する十分なケアもお願いしている。私どももいろいろな形でご遺族からお話を聞く機会もあるが、元気に生活をされていると伺っている。

草刈委員

11月に行ったアンケートでは、今もからかいをしている人がいるという話が何件もあった。以前に伺った時には、当該校でそれに対応しているという話だったので安心していましたが、まだこのような声が出てきているということは、やはり当該生徒以外の許容範囲にある生徒が恐らくまだいて、しかし、その生徒もいずれは許容できなくなる状況にもなると思うので、その点について分かっている範囲でいいので学校の対応など教えていただきたい。

教育相談課長 当該校において関係生徒に限らず、相手の気持ちを考えない中でのからかい等の行為があったことは確認している。ただ、学校で把握した段階で、一つ一つの案件に丁寧に対応し、現在は改善していることを確認している。

吉田委員 答申の中でご指摘いただいた私たちの対応のあり方に関して、特に公表のための意思決定については、やはり真摯に受け止めなければならないところがあると思う。今後、いじめに関わらずいろいろな事案があるかと思うが、どの程度のものを議案として取り上げて私たちが協議を進めていくかということについて、ある程度決まりみたいなものをつくらなければならないと思う。そのベースとなるのが本委員会の会議規則になるかと思うが、その辺を踏まえて教育委員会としてのありようというものを今後検討していかなければならないと思う。

永広委員 当時、私は委員長職にあつたので、今、吉田委員がおっしゃったことはまさにその通りと思う。専門委員会では、11月段階まで臨時教育委員会を開かなかったことについてご指摘を受けた。もちろん事務局から何も説明を受けていなかったというわけではなく、その都度細かい情報はいただき、教育委員会の後で意見交換も行っていた。事務局だけで方針を決めたわけではないのは事実だが、議事録を残していない協議であり、これではやはり公式に協議をしたとは受け取られず、それは事実として反省しなければいけないと思う。

吉田委員がおっしゃったように、私たちは非公式の会議の持ち方というものに全然慣れておらず、11月の段階でもまだどうすればいいのか迷っている段階だった。やはり何らかの指針あるいは内規を定めて、きちんとした議事録を残す、議論の経過を残すということを心掛ける必要があると思う。

教育長 お二人の委員から非常に大事なご指摘をいただいた。市長も記者会見で言っていることだが、子どもの自死が起こった時点で、どういう対応をとるか、特に公表・非公表という問題がすぐに出てくる。一方で、亡くなられたご家族のプライバシーの保護という問題もある。原因がすぐには分からない中でいろいろな対応をしなければならず、対応の仕方についてのガイドラインのようなものを決めていかなければならない。

新年度においては、自死が発生した場合に、それがいじめによるものかどうかに関わらず、対応の仕方や教育委員会内での報告、協議のあり方なども考えていかなければならない。これで絶対というものはなく、全国の情報も参考にしながら検討していかなければならないと感じている。

齋藤委員 今の話を聞いてだが、仙台市でこれから決めていくことはもちろんたくさんあると思うが、ぜひ専門委員会でも提言しているように宮城県とも連絡を取り合うというように、宮城県や文部科学省に発信していくということをお伝えいただきたい。

教育長 今の話については、昨日の市民教育委員協議会で議員の方々からも、本来は文科省が全国レベルのガイドラインを定めるべきで、それに対して仙台市も要望もしていくべきだという話をいただいた。そこも含めて今後検討していきたい。

**(2) 協議事項 市立中学校生徒の自死事案（平成26年9月）に係る答申における「再発防止にむけた提言」への対応について**

**(理事 説明)**

齋藤委員 表3の右側の白丸の2つ目だが、学校と保護者との連携を図る「学校・家庭連携シート」は、地域の方が見ることもできるのか。学校評議委員会とか学校評価委員会とかに、こういうもので連携を図っているということを知らせていくことも大事だと思う。

堀田理事 これは今年度作ったものだが、子どもの様子の変化からいじめに早期に気づくためのチェックポイントや、いじめについて理解を深めることの大切さなどがいろいろ記されている。いじめに関する相談機関については、仙台市だけでなく、さまざまな機関があるので、どこにどういった形でも構わないので相談してほしいと記している。

この資料は「学校・家庭連携シート」という名称だが、当然地域の方にもご活用いただきたいと思うので、学校への配付の仕方なども工夫してまいりたい。

草刈委員 ここに参考として挙げられているハンドブックなどをはじめ、対応策としてさまざまな資料などがつくられているが、把握しているだけでどのぐらいの種類があるのか。

教育長 ここに参考として表記した以外にも資料等があるかということか。

教育相談課長 ここに表記した以外では、教員がいざというときに対応する危機管理ハンドブック、不登校のハンドブックといったものがある。

草刈委員 立派な資料をたくさん作られている。しかし、次々とそうした資料が出てくることによって、なかなか実際の物事に目が行き届かなくなってしまうのではないかという不安感もある。何よりも実際に相手の目を見るということが一番大事だと思うので、その辺も考慮しながら、それらの資料を有効に生かせる環境をつくっていただきたい。

教育長 ハンドブックはあくまで自分のチェック用とか、忘れたときにもう一度見るとか、そういうふうにするもの。ハンドブックを持っていることで問題が解決するわけではない。実際には、目の前で起きている事案についてどう向き合うとか、ハンドブックを具体的な指導にどう生かしていくとかということが重要だ。

学校は200近くあり、同じような事象に対してばらばらの対応をされると問題も出てくる。このためハンドブックは、仙台市としての標準的な対応を教職員に周知することを前提としている。ハンドブックを活用し、さらに改訂しながら最新のものにしていくことが必要かと思うので、今のご意見も踏まえて事務局でさらに活用を進めていただきたい。

今野委員 提言内容の1の対応案だが、各学校でのいじめ防止対策等の実施は、例えば校長やいじめ対策の先生が中心になって進められるものと思うが、今のように教育委員会からこういう方向でやってほしいというもの、各学校の現場でPDCAを一生懸命考えていろいろな案をつくって実施するというものなどもあり、それらをきちっと評価することが重要だと思う。

学校の数はとても多く、さらに学年ごとやクラスごとと考えると、そこから出てくる対策案は非常に多いものとなるだろう。それらの計画を実際に立て実行し、それを再評価して新たな方法を検討するということだと思うが、その中から本当

に効果的なものが出てくれば大変すばらしいと思う。実際にどのくらいの数のプランが出てくると予想しているか。

堀田理事

いじめ防止対策推進法ができた後、仙台市としていじめ防止基本方針というものを作ったが、各学校においても学校ごとの基本方針を策定するようになっている。各学校はその基本方針に基づいて計画を立てて、取り組みを実施している。例えば、相談窓口を設けたり、キャンペーンの実施や、生徒会・児童会で、いじめ防止や人権を大切にするための啓発活動を行ったりと内容はさまざま。この対応案が指している対策とは、それぞれの学校で行っているいじめ防止の取り組みである。

したがって、学校ごとにその取り組みの結果を、子どもたちや保護者、地域の方…、地域の方という範囲が広がるので、最も学校と関わる地域の代表ということで学校評議員の方たちにご覧いただき、チェックしていただき、「今年度の取り組みを見たがもう少し変えたほうがいいのではないか」というようなご提案をいただいて、それを次年度の取り組みに反映させていくことになろうかと思う。教育委員会として、学校の中で完結するような形のPDCAサイクルによる枠組みをつくり、学校ごとの計画に各評価を反映させてもらうという考え方で進めたいと思っている。

教育長

学校からこちらにいいアイデアを出してくださいというような進め方ではない。学校ごとに漏れなくいじめ対策には取り組んでもらうが、そのときに学校長だけで評価するのではなく、PTAや学校評議員とかの目も入れてチェックしていただく。既に取り組んでいることではあるが、こういう事案が起きたことから、さらにそういうチェックをきちんと進めていく必要があるという対応案である。

今野委員

学校で評価したものについては、全体的なところを教育委員会で把握できるようにするとよい。すばらしいものがたくさんあるかと思うので、その情報をぜひ共有できるようにしてほしい。評価の方法も、何となく良い・悪いというだけでなく、できれば数値化してこれだけ良くなっているというところを出してほしい。こういう問題で数字を出すのは難しいと思うが、ある程度は数字によって効果を測っていかないと、情報の共有化はなかなか難しいところがありそうな気がする。

教育長

今後、非常に有効な事例も出てくると思う。そういうところは教育委員会としても十分に情報を把握しながら、いじめ防止マニュアルやほかのハンドブックの改定の際に反映していくなどし、他校に還元していきたい。

吉田委員

対応案については大変丁寧で具体的な内容になっていると思う。実際にこれを具現化していただきたいと思っているが、このような直接的な対応策ばかりではなく、もっと大切にしなければならないこともある。

それは学校教育の根幹に関わることなのだが、例えば今回の答申の概要編の1ページの最後のところで「本件は学校教育の本質的な問いを私たちに投げかける」というような言葉があるし、さらには「いじめ防止はそれのみを目的とする取り組みだけでは実現しない」というような触れ方をされている。これらを踏まえて、いま一度学校教育全体がこのような問題に関わるということを通って認識しなければならないと思っている。

特に子どもたちが集まる学校というのは、考えてみれば小さな社会であり、その社会で人が集えば、当然お互いの思いも考え方も違う。そうしてさまざまな齟齬

というものが生じる。だけれども、その中でそれらを受け入れる力、乗り越える力というものを養っていかなければならず、それが学校なのだと思う。

教科の授業も、ある意味では教科の内容は目的ではなくて、手段なのかもしれない。学校教育の目的というのは、やはり人間性の陶冶とか社会性の陶冶にあると思う。

こういう直接的な指導に加えて、本当にベーシックなところで、あらゆる教育活動を通していじめ防止を確認していきたい。この提言がどのような形で学校に届くのかは分からないが、必ず「あらゆる学校教育活動を通して」というような内容を付記していただければと思っている。

教 育 長 大事な話である。事務局はこれを踏まえて提言に今の話を考慮していただきたい。これ自体は最後の総括的なまとめの話である。学校に行くというのは集団生活を学ぶことが基礎なので、そこには必ず摩擦もあり、共同して何かを成し遂げるということもある。残念ながら、その中ではいじめも起こり得る。それをどう解決していくか。いじめ問題は昔からあるが、今まさに深刻化していることなので、それを乗り越えなければならない。他の人と接するのを避けて生きていくわけにはいかず、そのためにはやはり人と共同、協調しながら学んでいかなければならない。そのためにはどういう知恵を身に付けていくか。これは全てのことに言えることだ。

永 広 委 員 28 年度には中学校へのいじめ対策専任教諭、小学校への児童支援教諭の配置が予定されているが、これらの先生方とスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの皆さんとの連携のあり方、あるいは中学校区での学校支援地域本部との関わりはどのようになるのか。

堀 田 理 事 現在も各学校にはいじめ対策の担当教諭がいる。それを平成 28 年度からは「いじめ対策担当教諭」という名称を付け、明確に位置づけるというもの。中学校では専任教諭として加配する予定である。平成 28 年度は、その先生方を対象とした研修もさまざまに実施していきたいと考えている。

今回の事案の中でも指摘されているが、学校における専門家であるスクールカウンセラーや養護教諭との連携は、子どもたちのいろいろな悩みの相談やケアなどには有効なので、いじめ対策担当教諭の研修などの中でもそういった専門家の役割も紹介しながら、さらに連携していくように周知徹底してまいりたい。

資料の対応案にも記しているが、いじめ対策担当教諭は学校の中でのいじめ対策のコーディネーター的な役割も果たしてもらおうが、先生方全体としてスクールカウンセラーを有効活用してもらい、自分だけで問題を抱え込まないといったことも含めて、活用のための資料を作成しながら学校現場へ周知を図ってまいりたい。

永 広 委 員 専任教員の果たす役割は非常に大きいと思う。ただ、専任教員に任せきりになったり、あるいは専任教員が一人で問題を抱え込んだりしないように、スクールカウンセラーや他の教員全体での情報共有、あるいは連携を図るということを教育委員会としてきちっと指導していかなければいけないと思う。

教 育 長 この点については、学校の管理者である校長が、問題を専任教員に任せきりにするなどということがないように、また、専任教員やスクールカウンセラーとの連携を積極的に意識していくように、校長への研修や校長会等においてもしっかり指示してまいりたい。

草刈委員 とも多くの提言をいただき、新しい取り組みがさまざまになされていくことと思うが、これまで行ってきた取り組みも少し見直しをし、少し意識を変えるだけでとても効果的なものになるのではないかと思った。

例えば、中学生になると学習や生活の記録など、生徒と教師が毎日やりとりできるようなノートが渡されるのではないかと思うが、そのメッセージ欄などを使って生徒一人一人の心境の変化を読み取れるようなやりとりができることが、とても望ましいと思う。

アンケートに頼るのはもちろん大事だが、そこで拾い切れないような日常の悩みなども、1対1のやりとりを通してすくい上げていく中でお互いの信頼関係が深まっていくのではないかと思う。時間的に、先生と生徒の1対1のやりとりが難しいということはどうしても出てくるが、文字による言葉のやり取りから信頼関係を築いていかれるといいのではないかと思っている。

答申の中にもあったように、どうせ何も変わらないだろうというようなことを絶対生徒に言わせてほしくないと思う。何かあったら「先生、あのね」とすぐに寄ってきてくれるような信頼関係をぜひ築いていただきたい。今までやってきたことを少し変えるだけでも、もしかしたら子どもの心も救えるというようなことも、ちょっと念頭に置いてしていただけたらと思った。

教育長 今回の点については、事務局でそのあたりを工夫、検討できるか。今は具体的な資料等があるわけではないが、受け止めてほしい。

齋藤委員 私も答申にあった「お母さんに言う和学校に言うから言いたくない」という生徒の言葉を聞いたとき、これを聞いた母親はどんなに辛かったかと思うし、これを知った学校や先生もどんなに辛い思いをなされたかと心を非常に傷めた。この提言を私たちは十分に理解し、生かしていくためにも、特に提言の6や8、10のあたりに重点を置いて教育委員会として今後のことを考え出したものや、いろいろな窓口がたくさんあるということをぜひ保護者や生徒に伝えていただきたい。

教育長 おっしゃるとおり1つのチャンネルではなくて、いろいろな窓口はやはりあるべきだろうということで、28年度で24時間相談窓口を準備中である。学校や家では言えないが、ここへの電話でなら言えるというようなものが1つあるだけでその子が救われるかもしれない。今後もこれで十分とは思わないので、またいろいろご提案があればお願いしたい。

**(3) 報告事項 市立中学校生徒の自死事案(平成28年2月)に係る全校生徒アンケート調査結果について**

**(教育相談課長 報告)**

永広委員 「記載あり」が51件で、ここで紹介されているのは20件程度。これは重複しているものもかなり多数あると理解していいのか。

教育相談課長 この51件の内訳だが、いじめの疑いのある出来事を記載したものが51名のうち20数名である。それ以外で本人が悩みを抱えていたのではないかという記載をした生徒が10名程度。あとは逆に明るく元気に過ごしていたと楽しそうな様子を記載した生徒が10名弱。あとは、ちょっと元気がなかったという心配な様子を記載した生徒が10名弱といった内訳になっている。

- 草刈委員 設問2のほうの記載ありの中でその他の記載についてはいかがか。
- 教育指導課長 設問2の記入については71名あったが、記載した自分自身についてのことや学校に対しての意見、その他、記載者自身の意見といったものである。
- 永広委員 この資料の2の主な記載内容というのは、左右両方とも設問1についてか。
- 教育指導課長 設問2の中でも若干関係している部分も含めている。
- 教育長 記載した人が必ずしもきれいに設問1と2を分けて書いていない部分もあり、大半は設問1が中心になるが、2のほうに当該生徒のことに触れている部分も若干あったということである。昨日もいろいろ公表のところでも説明がうまくできなくて申しわけなかったが、ちょっと作り方がわかりにくかったかもしれない。当該生徒に対してやはり対称的な両方の意見が出ているというのが特徴と言えれば特徴で、だからなお、わかりにくいところがある。どちらも正しいのかもしれないが、そこら辺はやはりもう少し専門的な方に分析していただく必要があるかと思う。この記載者や関係するご遺族も含めていろいろお聞きしていく必要があるかと思う。
- 吉田委員 「今回のことに関すると思われる出来事について」という設問なので、どうしてもいじめという視点で焦点化された記述内容が並ぶという結果になってしまうと思う。だから一層、こういうことがいつ、どんな場面でという、特にどんな場面のどんな雰囲気の中でということを確認することが非常に大切だと思う。そうすると次の付議事項に関係するが、やはり専門委員会に委ねるという形でお願ひしたほうがより客観的な背景の把握はできるとは思う。
- 教育長 そのとおりだと思う。
- 今野委員 無記名の回答が7名いるが、設問1の「記載あり」はそのうち何名いたのか。無記名の人がかなり厳しいことを書いている傾向が強いのかを知りたい。
- 教育長 そこはあと確認してお答えしたい。思いのほか無記名の回答は1桁ということで少なかった。そういう意味では記名にかなりご協力いただいたということである。
- 永広委員 今のことも関係するが、多分、次の議案と関わるが、第三者委員会でさらに詳しく検討するということになると無記名の方にはこれ以上ご意見を伺えないわけで、しかも記名で回答された方の中でもさらに追加の面談ということになると、また応じてくれるかどうかという問題もある。そういう意味で、この無記名の方のご意見がどういう意見かというのは若干気にはなる。
- 教育長 後ほど調べて、お伝えしたい。

#### (4) 付議事項 仙台市いじめ問題専門委員会への諮問について

(第64号議案)

(学校教育部長 説明)

- 齋藤委員 私個人の気持ちだが、どのようにすればいじめを撲滅できるかということや学校だけでなく、地域や家庭でもう一度見直すために、子どもたちには「学校がいじ



めだけでおもしろくなかった」というような思い出だけで終わるのではなく、自分の学校が母校として誇れる学校だということをぜひ心に刻んでもらいたいと心から願っている。ぜひこちらの調査をいち早く始めていただきたい。

教 育 長 諮問文案の 3 月 25 日という日付は、まだ何月何日までは確定していないので訂正いただきたい。今日の付議で議決いただいた後、専門委員会と日程調整も必要なので、正式に決まったらお知らせしたい。

原案のとおり決定

## 5 報 告 事 項

### (1) 教科書会社からの謝礼等の授受に係る調査結果等について

(教育指導課長 報告)

資料に基づき報告

齋 藤 委 員 5 のところだが、2 行目の営利企業等従事許可の手続というのは学校にはきちんとした形であるものなのか。必ず取ることになっているのかを教えてください。

吉 田 参 事 兼職兼業と言って、例えば教員が大学等で非常勤講師の業務をするなどというのは教員の専門性からよくあることだが、どこの大学でどれくらい講義をし、その時の報酬はいくらであるとか、そういうことを事前に申請し、教育委員会が認め、許可するといった手続がある。今年度もそのような許可願いが 600 件ぐらいはあったと聞いている。

教 育 長 本業以外の営利企業には、会社もあれば大学等もあるので、そのときは事前に上司に手続を取ることになっている。

教育指導課長 まず校長が学校の校務に支障がないと判断する。そして、校長を通して教育委員会に申請がなされ、教育委員会がそれを認可するという流れになっている。今、中学校などの現場で英検や数検などいろいろな検定があり、土日に行われることが多い。その場合、検定会社から従事した分ということで謝金が出るが、そういったものについてきちんと適正な手続をとって進めているという実態がある。

今 野 委 員 小学生、中学生でもこういった事件があったということは新聞を読むと結構わかると思うのだが、自分が使っている教科書を作っていた会社が悪いことをしたということが小学生などで噂になったりすると、教科書への信頼性が非常になくなる。それが悪い影響を与える可能性があるので、その辺はぜひ配慮を。子どもの世界で現実に使っている教科書だと思われるので、その辺はちょっと厳しいなと感じた。

教 育 長 子どもの場合、教科書が作られていく詳しい仕組みがわからず、単純に何年生がこの会社の教科書を使っているとストレートに誤解してしまうおそれがある。そういうことがないようにという話だが、そこら辺は、学校で先生が児童に聞かれたら丁寧な説明をするのだと思う。それは言わずもがなだと思うが、事務局はどうか。

教育指導課長 そのような教科書会社があったということはもちろん事実なので、それは認めなければならないと思う。しかし、教科書というのはいろいろな方々が集まって子

どもたちの学習のために作られた教材で、教科書の内容は非常に素晴らしいものなのでこれを使ってしっかり勉強していきましょうというようなことを教諭レベルでは子どもたちに説明するのではないか。

教 育 長        それでも誤解のないように説明していかなければならない。恐らく小学生への説明と中学生への説明とではまた違うと思う。もし学校で説明に困るようだったら教育委員会できちんと説明できるような対応をお願いしたい。

永 広 委 員        一つ確認だが、兼業許可の問題は別として、申請本の閲覧はだめだが、例えば現行の教科書等について意見を求められた際に兼業許可の申請があれば認められるのか。それとも、それでもやはりそれは好ましくないということなのか。

教 育 長        検定期間中ではないときに、現行本についていろいろ依頼があった場合ということではよろしいか。

教育指導課長        文科省の通知等では、検定期間中に検定本を見てはならないという教員側への決まりはない。教科書会社が見せてはだめだというふうにはなっているが、やはりそういったことも教員として当然知っておくべきであり、市民に誤解を与えるような行為でもあるので、検定期間中においてはやはり自粛するべきものではないかと判断するのではないかと思う。

ただ、時期によっては確かに教科書を改訂、改善していくためには現場の教員の声も必要なので、そういった誤解を与えないような形が十分担保できるのであれば許可は出せると考えている。

教 育 長        実際個別ケースだと思う。期間の問題もあるし、どういう形で依頼されるか、個別具体的な依頼の中身を吟味しないと教育委員会でも許可できる・できないというのは判断しにくいところである。そういったところが今回の問題の少し難しいところであろうかと思う。

草 刈 委 員        今年度 600 件の申請があったということだが、正規の手続を経てこういったものに参加した場合、例えば 1 万円、2 万円というような研修費をいただくことは日常的にあるのかどうか。もう 1 つは、東京書籍では申請本は掲示されていなかったという説明だったかと思うが、結局、掲示されていなかったので申請本は閲覧しなかったということではよろしいのか。

吉 田 参 事        そういった謝金があるのかということだが、社会通念上、例えば教科書会社に行って意見を述べたときに交通費などの費用弁償のような金額、あるいは 1 日拘束されているとか時間的な問題もあるので、はっきり何時間で何円とかという基準はないが、社会通念上それは謝金の範囲として捉えて大丈夫だろうというような判断があれば謝金を受け取る形でも許可はしている。

1 つの基準としては、例えば大学の先生に講演をしてもらったりするとき、仙台市としては謝金を払ったりするが、大学教授だと 1 時間 1 万円ぐらいの謝金が基準になっている。ケース・バイ・ケースだが、仙台市の基準なども参考にしながら、社会通念上、謝金としてある程度許容範囲だろうというような判断のもとに行っている。

教育指導課長        東京書籍の件だが、これは本人と教科書会社、両方の聞き取りから検定本は見せ

ていない、見ていない、そのコピーも見ていないということで情報があつたので、このような対応をした。

教 育 長 世間から見るとやはり誤解を受けやすい事案の1つだと思うの。事務局からも説明があつたように、できる限り誤解がないような形でやるには、今後も慎重な対応が必要である。全てだめで、ゼロか100かではない。教科書は多くの専門家の知恵の集積としてでき上がっているの、より良い教科書になるためにご協力できることはするに難くないが、やはり正規の手續等をきちんとしながら、ということになる。文科省で全国のものをまとめたものがいずれ公表になり、追ってまた通知等もあろうかと思うので、そういう点を今後きちんと学校に対して指導、指示をしていく必要があるかと思う。

## (2) 平成28年度「杜の都の学校教育について」

(教育指導課長 報告)

### 資料に基づき報告

永 広 委 員 形式的なことだが、2 ページのところに教育の振興に関する施策の大綱が入っている。もちろんこれは教育委員会と市長の間で十分な話し合いをした結果で、内容に異議はないが、目次で、最初に平成28年度仙台市教育委員会の学校教育に関する主要事業で始まり、その下にこの大綱が来ると、これは教育委員会の施策のように見える。もちろん「はじめに」のところに書いてはあるが、こういう配置は若干誤解を生むような気がする。大綱のページに何かコメントがあつてもよかった。あるいは何かのときに口頭で十分な周知を図るということでもよいと思うが、これはあくまでも市長の施策であつて教育委員会の施策ではない。

教 育 長 今後対応させていただく。29年度は権限移譲もある。施策の大綱が変わるわけではないが、いろいろと影響を受けてくる部分もあるかと思うので、そこで修正・改善していただきたい。

教育指導課長 今年度までは、表紙を開くとすぐに基本計画があつた。28年度版では、その年度に何が変わるのかがすぐにわかるように、28年度の変更点を事業・取組等として最初に掲載した。このため、その次に大綱、基本計画が来てしまったところである。

教 育 長 見せ方というか編集上の問題もあるが、ただ、施策の大綱はこういうものだということになおわかれば。

永 広 委 員 あくまでもこれは市長のものであつて、教育委員会の施策ではないので。

教 育 長 知らない人はそのまま読んでしまうかもしれないということである。読むのは教職員だが、なお誤解のないようにしたい。

草 刈 委 員 今回最初に28年度の主要事業がとてもわかりやすく載っており、トップにいじめ防止の件があり、4 ページ、5 ページについても一番初めにいじめ対策についてきちんと書いてあり、仙台市が一丸となつて取り組んでいるというのがとてもよくわかる資料になっているので、ぜひこれを生かしていただきたいと思う。

教 育 長 最初の部分は一度皆様にゲラを見ていただいたが、後ろの各論は初めてご覧になるかと思うので、今後いろいろご参考にしていただければ。64 ページには、いじめ等の相談窓口を入れている。一番上が新たな 24 時間いじめ相談だが、まだ 4 月何日開設ということが確定していないので、これは確定次第通知をする予定である。どこかには入れておかなければならないというところで、スペースを捻出してここに入れた。

草 刈 委 員 これはカードなどでまた配られるようになるのか。

教 育 長 確か現在のものはカードになっている。  
通知等は出すが、普段ぱっと見られるようなものは考えていたか、今はわからないか。

学校教育部長 カードは毎年作っていた記憶があるので、その中に入れ込むことはできると思う。

教 育 長 検討してほしい。

永 広 委 員 これは教員用で、この相談窓口はむしろ児童生徒、父兄向けになければいけないので、どこかでちゃんと電話番号がよくわかるようにしていただかないと。

教 育 長 先生がまず知っておくということが大前提にはなる。

草 刈 委 員 できればシールにできないか。カードもいいが、結局どこかに行ってしまう。シールであれば、自分の筆入れなどに張っておくように、先生に徹底していただける。

教 育 長 その辺、相談課に指示したい。

### (3) 「〔仙台版〕情報モラル教育実践ガイド」について

(教育指導課長 報告)

#### 資料に基づき報告

吉 田 委 員 今、学校現場ではさまざまな教育が要望されている。それはどれ1つ欠かすことのできない大切なもので、情報モラルもその1つだ。そういう意味で、たくさんの手引書的なものが配置されているが、今回の内容をよく見ると、ただこれを全てやるという網羅的な扱いではなくて、学校の課題に応じて指導計画等を作成するという内容で、そのサンプルも示されている。そういう意味では、かなり苦勞なさって作られたかと思う。

大変丁寧で具体的な内容が折り込まれているので、今後、学校現場においてどのように活用されていくのかということも後で調査していただき、次期改訂や実際の活用のあり方等の資料に結びつけていただければと思う。

教 育 長 ご意見ということで、教育指導課も今の点を踏まえておいてほしい。

草 刈 委 員 とてもわかりやすく作っていただき、素人の私が拝見してもこのような流れで伝

えていけば子どもたちにも通じるということがわかるようなものになっている。お忙しい先生方が、仮にこのまま使ってもとても有効なのではないかと思った。

「たく生き」プログラムのときもガイドを出したが、その存在自体を知らない先生方も中にはいらっしゃるということだった。情報モラル教育も、まさに子どもの心を育てていくことなので、良いものをどんどん取り上げて、皆さんで情報共有していただきたいと思う。

教 育 長 道徳と情報モラルは不即不離で一致しているし、今回監修いただいている東北大学の堀田教授は全国的に有名な先生で、昨年東北大に転任されてきました。もともと道徳の先生で情報機器のほうも非常に詳しい。国の審議会等の委員もなさっていて、大変お忙しい方だが、ちょうど仙台にいらしたのですぐアドバイザーになっていただいた。やはり、こういう方に監修していただくとしっかりしたものがつくれる。

#### (4) 平成28年度仙台版防災教育副読本「3.11から未来へ」について

(教育センター所長 報告)

資料に基づき報告

今 野 委 員 配付された後、授業等で取り上げるという感じなのか。あるいは配付しただけで終わってしまうのか。

教育センター所長 配付のテキストをもとに各学校で授業を行い、子どもたちの防災教育に役立てていく予定である。

教 育 長 基本的に児童への配付となる。3年生まではこの1, 2, 3年用で、4年生になったら新たに4年生用のものを配布する。学年が変わるごとにその分は作っていくため、予算は相当かかる。今回は小学校からの大改訂を行っている。

吉 田 委 員 先ほどセンター長からも説明があったように、月日が経つとだんだん意識が薄れていくので、当時の写真等が掲載されているのは時宜を得た編集内容だと思っている。先ほどの情報モラル教育実践ガイドでも触れたが、やはり学校の実態とか実情に合わせ、作って終わりではなく、このようにどんどん内容を変えていくという姿勢を今後とも持ってほしいと実感した。

教 育 長 大改訂と言ったが、変わっていくものが結構あるので1年1年、小改訂は必ずする。

草 刈 委 員 配付に当たってはもちろん保護者の皆様にもきちんとお便りでお伝えすると思うが、この1冊によって親子の会話など、そういうものが深まるという点では、ぜひご家庭の方にもご覧いただきたいという形で案内していただければと思う。

教育センター所長 各学校への周知については保護者の皆様にもご覧いただくようにお伝えしていきたい。

#### (5) 有形文化財の県指定に伴う市指定の解除について

(文化財課長 報告)

## 資料に基づき報告

永 広 委 員      この像は、資料にあるように平成 23 年に市の文化財の指定を受けて、ほんの数  
年で県の指定となった。文化財は、例えば最初から県の指定になったり、国の指  
定になったりする場合もあるが、県や国では、例えば市町村で指定を受けている  
ものを中心に選定を進めるといふことも多いので、市でいろいろな文化財を洗い  
出して指定をするといふことは文化財の意義を高めるためにも非常に大事なこと  
だと思ふ。

市の文化財保護委員会等でいろいろな新たな指定に向けて努力をされていると思  
うが、なお一層、仙台市にある貴重な文化財を掘り起こし、指定を進めていただ  
きたい。

### (6) 仙台市適応指導教室「杜のひろば・八幡」の立町小学校への移転について

(教育相談課長 報告)

#### 資料に基づき報告

齋 藤 委 員      いくらか面積的に広くなるようだが、担当相談員は定員に対して 3 名というの  
は妥当だといふことか。特に増やす必要はないのか。

教育相談課長      今のところ同じような状況である。

教 育 長      新学期もまた増えてくると大変なことになるが、今の時点では妥当と考えている。

草 刈 委 員      定員 15 名というのは今現在の方々がそのまま異動すると考えていいのか。

教育相談課長      そのとおりである。

教 育 長      交通の便が良いところでないとなかなか。空いているところを見ると郊外の学校  
はもちろんあるが、やはりそこは通うことを考えると選択しにくいといふところが  
悩みと言えは悩みである。

### (7) 仙台市立中等教育学校入学者選抜の一部変更について

(高校教育課長 報告)

#### 資料に基づき報告

教 育 長      これは 28 年度の試験なので来年の 1 月 7 日に実施する。新小学 6 年生を対象に  
実施する。

吉 田 委 員      このように入口の評価が非常に広がって、この言葉通り多面的・多角的に評価  
していくことになるので、やはり出口の評価といふものもこれに合ったような評  
価を考えていかなければならない。一般的に言われる学力的な評価だけではなく。  
といふのは、今後大学入試のあり方が変わるが、まさにこれは中高一貫の意味と  
いふことが生かされると思ふ。したがって、出口の評価のあり方もまた考えて学  
校経営に当たっていただければと思ふ。

高校教育課長 中高6年間の一貫教育を、併設型ではなく、中等教育学校として6年間の計画的な教育が可能であると考えている。そのメリットを最大限に生かすような教育を展開して、それをどのように出口で評価するかということも工夫してまいりたい。

教 育 長 他の地域の中等教育学校においても、同じようなスタイルでやっているところが多いと聞いている。

## (8) 第2期仙台市教育振興基本計画の策定について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

吉 田 委 員 教育長がおっしゃったとおり、大綱と基本施策である振興基本計画とがあるわけだが、我々の教育の世界というのは目標がいっぱいあり過ぎて二兎を追うような結果になってはいけないと思う。だから、関連性というものは密に図ってもらいたい。量で言うてはおかしいが、やはり余りにも量が多ければ実際行うという面で果たしてどうなのかということもある。その辺も十分に配慮していただければと思う。

参事兼総務課長 今のご意見を尊重してまいりたい。まず、教育の大綱についても市長が定める際には現在の教育振興基本計画の5つの柱をベースとして策定しているため、現在も計画と大綱というものは密接に関連したものになっている。第2期計画を策定するに当たってもそうした観点は十分に踏まえて検討してまいりたい。

教 育 長 時宜にご覧いただくことになるかと思う。鋭意進めていきたい。

## (9) 博物館の臨時休館について

(博物館長 報告)

資料に基づき報告

## (10) 平成27年度仙台市学力向上に関する調査・実践報告書について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

永 広 委 員 仙台市標準学力検査の分析について75ページから成績層別に見た観点別正答率が掲載されている。今、「書く」というところが苦手なためそこを重点的にこの話だったが、逆に「話す・聞く」というところはかなり成績が良い。特に下位層では、各観点の平均値からすると「話す・聞く」がかなり高くなっている。これがなぜかという分析が逆に大事なのではないかと思うが、その点はどうか。

学びの連携推進室長 ご指摘のとおり、どうしても課題のほうに目が行きがちで、その改善のためにさまざまな指導例を挙げているが、特に「話す」というところに関して、本市は今回の学習指導要領改訂の際から言語活動に力を入れてやっており、その成果等がこういうところに反映されているのではないかと考えている。

また、授業でも「発表する」ことへの意義付けや工夫を小学校の段階から受けているので、そういったことの成果だと考えている。

永 広 委 員      ぜひそういう経験を今度は「書く」のところで生かしていただければ、効果が上がるのかと思う。

教 育 長      この谷を少しでも上げていくことができればと思う。「書く」というと、昔の記憶では毎日毎日続けるというような感じだったと思うが、今は学校現場であまりドリル的な練習はやらないのか。特に小学校では。

学びの連携推進室長      「書く」ことも学年推移を見ていくと、概ね学年進行に従って次第に改善が見られている。恐らく書くことについては、低学年では発達段階の差が少し出ているのかと読んでいます。それが学年進行とともに修正が図られて、逆に中学生になると今度は「読む」ことが下がってくるという傾向も見えて取れる。そういった傾向等を見ながらしっかり把握していきたい。

齋 藤 委 員      344 ページについて、スマートフォンとの付き合い方などは、先ほどの情報モラル教育推進会議の方々の話も受けながらお作りになったのか。説明はなくても良いが、先生方にも情報モラルの教育として実践ガイドが配られるので、そういうことも合わせながら見て行っていただきたい。これは、自己肯定感やコミュニケーションのあたりへ話を持っていけるのではないかと思ったので、非常に重要なことと思った。

学びの連携推進室長      情報モラルに関する会議に私どもも参加しており、特に来年度からは仙台市の子どもたちの大多数のデータをもとに分析した事業があるので、情報モラルの方で作成したものにもこういう結果を反映させながら推進してまいりたい。

吉 田 委 員      先ほどの、「話す」能力はあるが「書く」力が劣っているという自分を表現する力についての課題がある。また、自己肯定感と学力の関係では、ここに書いてある通り、自己肯定感は、異なる意見を受け入れ、共に学び合う雰囲気を通して高まっていき、そして学力も高まる。

つまり「他を認める」という、今日の委員会で最初に話題になったいじめの課題にも結びつくと思う。学力向上というのは、学力そのものだけのためではなく、より良い集団、人間社会をつくるための1つであるという意識が学校教育の中に位置付けられなければならないということを改めて実感した。

今回、このような資料として丁寧にまとめられたが、先ほどの「杜の都の学校教育」や「情報モラル教育実践ガイド」、「防災教育副読本」など、こういうものはやはり教室の中に入って初めて生きる。こうした資料の活用の仕方をぜひ一歩進めて考えていただきたい。

教 育 長      ビッグデータである。例えば新採のフレッシュ研修時にこれを渡し、この成果を1週間でまとめさせるとか、そういう活用をしてほしい。教員に1冊ずつ配っているわけではなく、学校に1冊程度かと思うので、すべての先生が内容を知り、生かされているかという点も必ずしもそうではないと思う。そういう点でも、研修などでしっかりこれを補っていきたい。そのように生かしていただきたいと思う。

草 刈 委 員      最後のほうのリーフレットは教員向けに作ったということだが、保護者会などで



も活用するというのは大変ありがたく思っている。できれば保護者向けに特化した内容のものをまとめていただけると、保護者へ参考になるものがあるというメッセージが伝わると思う。可能であれば結構だ。

学びの連携推進室長

これは教員向けだが、敢えて保護者向け用に少しインパクトの強い、文字を少なくしたものを作ったので、これは別なものとして保護者向けに周知したい。それから、市民の皆様へということで、これから子育てを行う1歳6カ月健診とか2歳6カ月健診、3歳児健診の保護者にも手にとっていただけるような場所に置いておくという形もとっている。

教 育 長

プロジェクト代表の川島教授が、母子手帳をもらうときからスマホとの付き合い方を母親に知らせることから始まらなければだめだということで、兵庫県の町での実践例を紹介されていた。子供未来局とも連携しながらそういうことにも取り組んでいきたい。

保護者にパンフレットを配布するのと併せて、例えば市P協のホームページに掲載してもらうとか、教育委員会や学校のホームページに掲載しても良いと思う。全校にコピーして回しても、1年たてば保護者も変わってしまうので、ネットを活用して多くの人目に触れる機会を増やしたい。

スマホのリスクなところがよく検証されているが、一方で「使うな」と言うと、また別の弊害もある。先ほどの情報モラル教育とも併せて、賢い使い方を学び、理解することが必要だろう。やはり浸透の仕方をもっと工夫していかなければならない。

## 6 付 議 事 項

### 第49号議案 仙台市天文台条例施行規則の一部改正について

(生涯学習課長 説明)

教 育 長

サービスの向上の一環で、利用者を増やす目的である。定期観覧券を贈与できるようにすることで、利用者を広げていくということ。そういう利用の要望に応じていきたいということである。

齋 藤 委 員

第10条の観覧料等の全部または一部を返還というあたりは何か例えがあれば教えていただきたい。

生涯学習課長

例えばだが、有効期限が1年間の定期観覧券なので、地震などの天災等々により館が長期間休館するような場合、1年間の有効期間の途中まで仮に使った、あるいはまだ全然使っていないというようなときに、残りの期間を考慮し返還することの規定を設けるもの。その期間や返し方についてはその時々によって判断しなければいけないと思っている。

草 刈 委 員

単純に定期観覧券をそのままプレゼントするのはできないということか。

生涯学習課長

定期観覧券は、お買い求めいただいた方ではない方に自由に使われると無制限に使われてしまうことになるので、写真付きで本人しか使えない形で交付している。

定期観覧券を他人に贈与できるようにすると、お買い求めになった方と実際使う方が異なることになるため、購入者には引換券のようなものをお渡しし、それを贈与いただく。贈与を受けた方には引換券をお持ちいただいて、そこで定期観

覧券を作って交付するという流れである。

原案のとおり決定

**第50号議案 教育委員会事務分掌規則の一部改正について**

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

**第51号議案 仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会規程の一部改正について**

**第52号議案 仙台市教育委員会職員倫理規程の一部改正について**

**第53号議案 仙台市教育委員会技能職員の育児休業等に関する規程の一部改正について**

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

**第54号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について**

(総務課長 説明)

齋藤委員 内容的には問題はないと思うが、この第2条は非常に長いがどうしてもこういうふうになるのか。

参事兼総務課長 技術的な話になってしまうが、どうしても「何々規定を準用する」という規定の仕方になるとこのような条文になってしまうというところである。

教育長 法規文は、美しい文という概念ではなく、誰が読んでも間違いのないような条文にならざるを得ない。

原案のとおり決定

**第55号議案 被服貸与規程の一部改正について**

**第56号議案 仙台市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について**

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

**第57号議案 仙台市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の制定について**

(総務課長 説明)

教育長 ほかの局にない教育委員会の特徴は、校長以下の職についての部分となる。

吉田委員 これが新規に制定されるわけだが、そのもととなる地方公務員法が変わったのか。以前からあったにも関わらずこれが設けられるのであれば、何か背景があるのか、その辺をお伺いしたい。

参事兼総務課長 地方公務員法が平成26年12月に改正され、28年4月から施行される。職員の任用、採用や昇任あるいは転任といった任用の定義や、職員の任用が職員の人事評価として能力の実証に基づいて行うということを明確化したものである。法改正の趣旨を踏まえて任命権者ごときこうした規則を設ける必要があるということで

ある。

教 育 長 今までもこの職はあったが、その職の標準的なところを国が明文化しろということになったわけである。固定的なものではなく、随時見直していく視点もあろうかと思う。また、ここに学校事務の職名も入っているが、29年度は県費教職員の権限移譲により、ここも変更の必要が出てくるかと思う。今はこのパターンだが、仙台市費職員になると職名をある程度統一するところが出てくるかと思う。それは来年度またお諮りすることになるかと思うが、28年度は現行のままなので、別表で定めたもので進めていきたい。

吉 田 委 員 裏を返せば、これは今後の評価基準にもなり得るのか。

参事兼総務課長 仙台市では人事評価制度を行っており、例えば執務態度や知識、技術、それぞれ係長職であればこういったものが必要だ、課長職であればこういったものが必要だということを規定した上で、人事評価を行ってきた。今回はその人事評価を職員の職級ごとに、能力をより明確化して、それを実証させた上で、採用、昇任、転任等の任用を行うという趣旨である。

吉 田 委 員 職務遂行のための目標となっていくものと受け止めさせていただいた。

齋 藤 委 員 教員採用も今度は仙台市独自のものになっていくと思うので、その場合、教諭という部分について仙台市が前面に出したい部分を特に強調していくことも必要かと思った。

教 育 長 これは現在在職している教員の場合のことであり、今後の独自の採用においては、仙台市が求める教員像を募集要項に具体的に記載して、そういう意欲を持った教諭を募集する。そして、採用の暁には、次はこういう標準的な職を遂行できるように研修をすることになる。オンジョブというか、仕事をしながら磨いていくみたいなことである。

永 広 委 員 9 ページ目の指導主事と文化財教諭だが、これは別表 4 の教員のところに位置付けられながら、この 2 つの職だけが評価の基準が若干違っている。文化財教諭は、文化財課等に出向し、指導主事も教育センターに異動になる。そうすると異動によって所属する場所で評価の基準が変わるとするのは、本人たちにとって不利益にならないかという若干の心配がある。

教 職 員 課 長 指導主事あるいは文化財教諭は、行政で業務をしていれば、その評価基準は行政職の評価基準に合わせることになる。学校現場に戻ったときには、学校現場での職務遂行能力の評価になる。その評価は若干違う部分もあり、これまでと同様に行政職の評価と合わせて標準的な職務遂行能力を決めたところである。

教 育 長 学校経営に関わっているか、関わっていないかということである。

永 広 委 員 行政部門に在職しているときには、もちろんその評価で良いが、そこでの業績を評価されて学校現場に戻るとなると、学校現場の評価の基準ではないところの評価で、学校への異動が決められるわけで、そこに若干の違和感を覚える。

実際の運用はもっと実情に即して行われると思うが、こういうものが一旦定め

られてしまうと、評価を無理やりそれに当てはめてしまうようになり、まずいという気がする。現場ではそうはならないと思うが。

教 育 長       これは県費でも市費でも余り関係ない話で、行政教員として仕事をし、また学校に戻ると、教諭や主幹教諭、教頭などと職が変わるわけだが、そこでの評価対象となる仕事の内容は明らかに変わる。主に仕事の対象が子どもか、大人かだけでも全然違う。つまり、配属された先で求められる標準遂行能力は違い、それに合わせて仕事をしていただくようになる。その辺が本人の中で混乱しないかというのが、委員の懸念するところではないかと思う。その点は、教職員課のほうで運用に気をつけながら行っていくこととなる。

教 職 員 課 長       行政と学校とでは、評価の基準が変わるところは当然ある。ただ、学校での標準的な職務遂行能力をきちんと上回っているだろうという人を行政教員、例えば指導主事にして、行政としての力を見る。そうしてどちらの評価も見ながら最終的には学校に戻したり、あるいは別な仕事をさせたりと検討していくことになるかと思う。このため、この標準的な職務遂行能力プラスアルファの部分は見ていかなければいけないだろうとは考えている。その辺を含めて随時検討を重ねて修正を加えていけたらと考えている。

原案のとおり決定

**第 5 8 号議案      小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部改正について**  
**(学事課長 説明)**

教 育 長       区画整理に伴う学区の変更についてである。

草 刈 委 員       今いろいろ整備をしている地域だが、対象になる児童はどのぐらいいるのか。

学 事 課 長       5 ページで黄色になっている部分が今回変更する区域になる。今まさに区画整理が進んでいるが、現状は農地である。現在8世帯ぐらいあり、児童も6人いる。西多賀小学校が遠くて、富沢小学校が近いという状況から、現在も、児童は指定変更許可基準により富沢小学校に通っている。そのような状況なので、8月から通学区域を変えたとしても現状は変わらない。

永 広 委 員       結構広い区画整理事業のため、今後ここに住宅が建ち始めると児童数が増えると思うが、富沢小学校の現在の建物のキャパシティーから考えて問題が出てくる可能性はないのか。

学 事 課 長       この前も過大規模化の対応方針を策定したが、区画整理事業をやると、施設面は懸案になってくる場所である。富沢小学校は普通教室が22だが、新しい建物のため多目的室があり、30までは増やせるだろうという見込みがある。今年度の児童数は626人で23教室となっている。これからの計画戸数としては1,120戸建つ予定だが、児童数に勘案すると今の推計では最大で34年度あたりに750人ぐらいまでいくだろうと思われる。このときの教室数は26と見込んでおり、施設面は対応できるのではないかと考えている。

教 育 長       富沢中学校が結構な大規模校になっているので、今の区画整理内の想定ではぎり

ぎり間に合うだろうと予測している。ただ、今後、民間の開発がどう出てくるかは不明なため、我々も注意しながら慎重に見ていきたい。

原案のとおり決定

**第59号議案 次期仙台市行財政改革計画について**

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

**第60号議案 仙台市博物館協議会委員の委嘱等について  
(秘密会)**

(博物館長 説明)

原案のとおり決定

**第61号議案 仙台市科学館協議会委員の委嘱等について  
(秘密会)**

(科学館長 説明)

原案のとおり決定

**第62号議案 第2期仙台市教育振興基本計画検討委員会委員の委嘱等について  
(秘密会)**

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

**第63号議案 臨時代理に関する件について  
(職員の人事に関する事項について(職員の人事異動について))  
(秘密会)**

(総務課長 報告)

原案のとおり承認

6 そ の 他

事 務 局

次回定例教育委員会は4月15日(金)に開催する予定である。

7 閉 会

午後6時36分